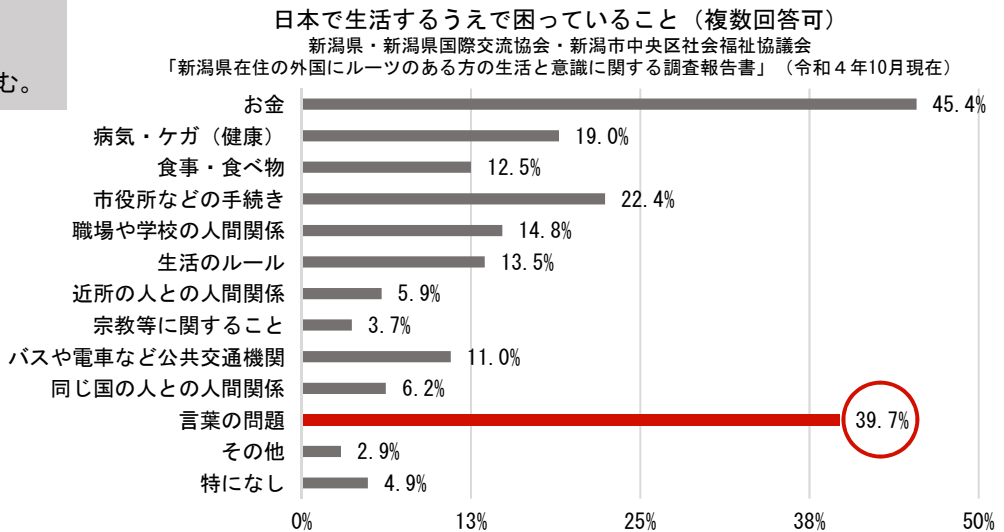
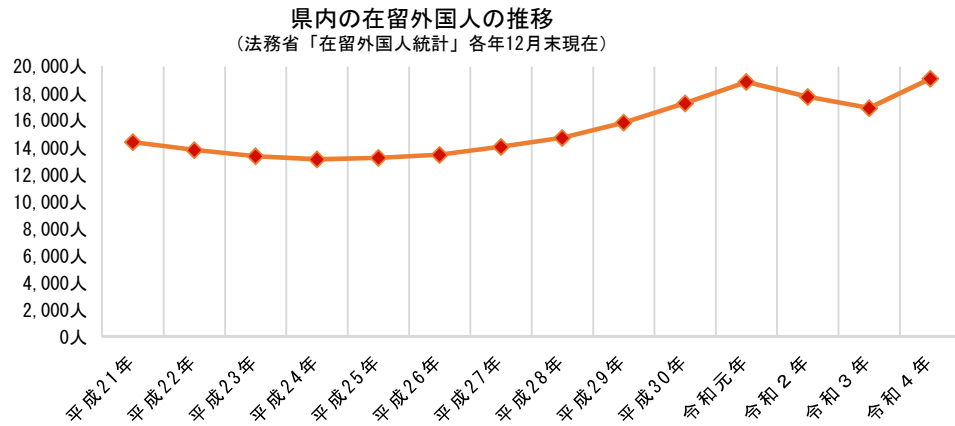


## 1 基本方針策定の経緯

### ■基本的な方針策定の背景■

- 「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年6月28日公布・施行）
  - 日本語教育の推進が、在住外国人が日常生活・社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する。
  - 地方公共団体は、政府の基本方針を参酌し、基本的な方針を定めるよう努める。
- 「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和2年6月23日閣議決定）
  - 国及び地方公共団体の責務、事業主の責務、関係省庁・関係機関間の連携強化、日本語教育推進の内容について具体的に定める。
  - 地方公共団体は、地域の状況に応じた施策を策定、実施する責務を有する。
- 「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」（令和5年6月2日公布・令和6年4月1日施行）
  - 日本語教育機関の認定制度の創設
  - 認定日本語教育機関の教員の資格の創設
- 「新潟県総合計画」（令和4年4月改定）
  - 国の動きを踏まえ、外国人の受け入れが今後進むことが想定されるため、関係機関と協力し、外国人も安心して生活でき、能力を発揮して活躍できる多文化共生社会の実現に一層取り組む。

### ■新潟県の現状■



更なる在留外国人の増加・多様化  
↓  
日本語習得の重要性の高まり

### ■基本的な方針策定に向けた取組■

- 市町村及び地域日本語教室を対象とした実態調査
  - 市町村 配布数：30市町村 有効回答数：21件（回答率 70%）
  - 地域日本語教室 配布数：40か所 有効回答数：22件（回答率：55%）
  - 期間 令和5年4月～5月
- 有識者会議の開催
  - 委員 県内外の学識経験者、高等教育機関、外国人技能実習制度の監理団体、日本語教育機関、地域日本語教室、地域国際交流協会、在住外国人及び行政機関 計13名
  - 会議 令和5年6月～令和6年3月 計5回開催

## 2 基本方針策定の流れ

- (1) 日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）に基づき、令和5年度、新潟県における日本語教育の推進に関する基本的な方針を策定することとした。

### 地方公共団体の努力義務

日本語教育の推進に関する法律  
第11条 **地方公共団体**は、基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該**地方公共団体**における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする。


### 地域における日本語教育の在り方について（報告）

（令和4年11月文化審議会国語分科会）以下抜粋

- ・日本語教育の推進に関する基本的な方針の策定については、国が策定した方針を踏まえ、これに続いて都道府県、政令指定都市が策定し、さらにこれを踏まえて地域ごとの実情に応じてその他の**市区町村**が策定することが想定される。
- ・市区町村の実情に応じた日本語教育の推進が求められることから、同推進法においては、**市区町村**においても方針の策定に努めることが想定されている。

→R5/12県内市町村向け業務説明会の中で周知

- (2) 新潟県国際交流協会に方針素案の策定及び有識者会議の開催を委託。※ 委託料2,198千円（1/2文化庁補助）

| 4月                | 5月 | 6月                       | 7月 | 8月                                     | 9月 | 10月                        | 11月 | 12月                                      | 1月   | 2月 | 3月                         |
|-------------------|----|--------------------------|----|--|----|----------------------------|-----|--|--|----|----------------------------|
| 外部有識者会議<br>（原則公開） |    | 第1回<br>R5. 6. 15<br>趣旨説明 |    | 第2回<br>R5. 8. 22<br>章立て案の提示<br>※新潟市等傍聴 |    | 第3回<br>R5. 10. 26<br>素案の提示 |     | 第4回<br>R5. 12. 21<br>素案修正版の提示<br>※新潟市等傍聴 | <br>パブリックコメント<br>(R6. 1. 19~2. 9) |    | 第5回<br>R6. 3. 21<br>完成版の報告 |

## 3 基本方針の構成（章立て）

| 新 潟 県  | 青 森 県   |
|--|---|
| 第1章 はじめに<br>1 方針策定の趣旨<br>2 新潟県の日本語教育の現状と課題<br>新潟県在住の外国にルーツのある方の生活と意識に関する調査(R4/10)<br>URL: <a href="https://www.pref.niigata.lg.jp/site/kokusai/230703.html">https://www.pref.niigata.lg.jp/site/kokusai/230703.html</a><br>※ 出入国在留管理庁主催の研修会(R5/6)で事例報告 | 第1章 日本語教育推進の基本的事項<br>1 基本方針の趣旨<br>2 基本方針の位置づけ<br>3 基本方針の期間<br>4 基本目標、目指す姿<br>5 県の役割、市町村・事業者に期待される役割<br>6 日本語教育に携わる関係者との連携 |
| 第2章 各主体の役割<br>1 県の責務<br>2 各主体に期待される役割  | 第2章 日本語教育推進の内容に関する事項<br>1 県内における日本語教育の機会の提供<br>2 県内における日本語教育の水準の維持・向上<br>3 県民の理解と関心の醸成                                    |
| 第3章 県の施策の方向性<br>1 多様なニーズに応じた学習機会の充実<br>2 教育人材の確保及び資質の向上<br>3 県民の理解と関心の増進、情報発信  | 第3章 その他日本語教育の推進に関する重要事項<br>1 推進体制<br>2 基本方針の見直し   |
| 第4章 推進体制   | —   |

### 本県方針の特徴

- ・日本語教育を通じて多文化共生社会の実現を目指すことを明記。
- ・文化庁補助金の対象外である「学校教育の場」における施策についても明記。

## 4 来年度の事業展開（計画）

- ・総合調整会議の設置
- ・総括コーディネーターの配置
- ・日本語教育コーディネーターの派遣
- ・日本語教育推進セミナーの開催

プロポーザルを経て委託業者を選定予定

R6当初予算：3,868千円（委託料）

※1/2文化庁補助（申請中）